

## 国立大学法人高知大学研究不正調査委員会規則

平成 27 年 1 月 28 日  
規則 第 50 号

最終改正 令和 4 年 12 月 16 日規則第 68 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、国立大学法人高知大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規則（以下「不正行為防止規則」という。）第 9 条第 3 項の規定に基づき、国立大学法人高知大学研究不正調査委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(任務)

第 2 条 委員会は、研究活動上の不正行為の調査等を行う。

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事（研究・医療・評価・IR 担当）
- (2) 本学の教員のうち学長が指名する者 若干人
- (3) 委員長が指名する研究活動に関し識見を有する学外者 若干人
- (4) 委員長が指名する法律に関し専門知識を有する学外者 若干人

2 前項第 3 号及び第 4 号の委員の数は、委員の総数の過半数でなければならない。

3 第 1 項に掲げる者のほか、第 5 条に規定する委員長が必要と認める者を、委員に加えることができる。また、全ての調査委員は、通報者及び被通報者と直接利害関係を有しない者でなければならない。理事（研究・医療・評価・IR 担当）が通報者及び被通報者と直接利害関係を有する場合は、第 1 項第 1 号の規定中「理事（研究・医療・評価・IR 担当）」を「学長が指名する者」と、次項及び次条の規定中「第 1 項第 2 号から第 4 号までの委員」とあるのは「第 1 項各号に掲げる委員」と読み替えるものとする。

4 第 1 項第 2 号から第 4 号までの委員は、不正行為防止規則第 9 条第 1 項により本調査の依頼があった場合に指名する。

(任期)

第 4 条 前条第 1 項第 2 号から第 4 号までの委員は、学長又は委員長の指名があった日から、当該研究活動上の不正行為の調査等が完了するまでの間を任期とする。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、第 3 条第 1 項第 1 号の委員をもって充てる。

2 委員長に事故があるとき又は委員長に支障があるときは、学長が指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、開くことができない。

2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第8条 本調査に関与した者等は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務)

第9条 委員会の事務は、関係部局の協力を得て、研究国際部研究推進課において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成27年1月28日から施行する。

附 則 (平成28年3月23日規則第118号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年1月20日規則第48号)

この規則は、平成29年1月20日から施行する。

附 則 (平成31年3月27日規則第100号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年12月16日規則第68号)

この規則は、令和4年12月16日から施行する。